

担当	滋賀労働局労働基準部 監督課長 宮木 義博 地方労働基準監察監督官 倉橋 隆成 (電話) 077-522-6649
----	--

## 自動車運転者を使用する事業場に対する 平成31年・令和元年の監督指導等の状況を公表します

～ 約 89% の事業場で労働基準関係法令違反～

滋賀労働局（局長 待鳥浩二）は、管内の労働基準監督署が、平成31年・令和元年にトラック、バス、タクシーなどの自動車運転者を使用する事業場に対して行った監督指導等の状況について取りまとめましたので、公表します（別紙1参照）。

### 平成31年・令和元年の監督指導の概要

- 監督指導を実施した事業場は 62 事業場。このうち、労働基準関係法令違反が認められたのは、55 事業場 (88.7%)。また、改善基準告示\*違反が認められたのは、31 事業場 (50.0%)。  
※「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号）（別紙2参照）
- 主な労働基準関係法令違反事項は、①労働時間 (50.0%)、②割増賃金の支払 (17.7%)、③休日 (1.6%)。
- 主な改善基準告示違反事項は、①最大拘束時間 (40.3%)、②休息期間 (35.5%)、③総拘束時間 (29.0%)。

滋賀労働局では、引き続き、自動車運転者を使用する事業場に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、法令違反の疑いがある事業場に対しては監督指導を実施するなど、自動車運転者の適正な労働条件の確保に取り組んでいきます。

特にトラック運転者の適正な労働条件の確保においては、荷主の協力が非常に重要であることから、近畿運輸局と連携するなどにより、荷主に対して発注条件等の配慮を求めています。

なお、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検を行うなど厳正に対応していきます。

（別紙1） 自動車運転者を使用する事業場に対する監督指導等の状況（平成31年・令和元年）

（別紙2） 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」について

## 自動車運転者を使用する事業場に対する 監督指導等の状況（平成 31 年・令和元年）

### 1 監督指導状況

(1) 業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

※ 表中の( )内は、監督実施事業場数に対する違反率。以下同じ。

業種	事項	監督実施 事業場数	労働基準関 係法令違反 事業場数	主な違反事項		
				労働時間	割増賃金	休日
トラック		48	42 (87.5%)	26 (54.2%)	8 (16.7%)	1 (2.1%)
バス		5	5 (100.0%)	1 (20.0%)	1 (20.0%)	0 (0.0%)
ハイヤー・ タクシー		4	4 (100.0%)	3 (75.0%)	1 (25.0%)	0 (0.0%)
その他		5	4 (80.0%)	1 (20.0%)	1 (20.0%)	0 (0.0%)
合計		62	55 (88.7%)	31 (50.0%)	11 (17.7%)	1 (1.6%)

(注1) 「その他」欄は、トラック、バス及びハイヤー・タクシー以外の業種で自動車運転者を使用する事業場（自社で製造した製品を運搬するトラック運転者を使用する製造業の事業場、建設現場で使用する資材等運搬するトラック運転者を使用する建設業の事業場など）。以下同じ。

(注2) 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。以下同じ。

(2) 業種ごとの改善基準告示違反事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

業種	事項	監督実施 事業場数	改善基準 告示違反 事業場数	主な違反事項				
				最大拘束 時間	総拘束 時間	休息期間	連続運転 時間	最大運転 時間
トラック		48	30 (62.5%)	25 (52.1%)	17 (35.4%)	21 (43.8%)	13 (27.1%)	12 (25.0%)
バス		5	1 (20.0%)	0 (0.0%)	1 (20.0%)	1 (20.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
ハイヤー・ タクシー		4	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	— (—)	— (—)
その他		5	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計		62	31 (50.0%)	25 (40.3%)	18 (29.0%)	22 (35.5%)	13 (21.0%)	12 (19.4%)

(注) ハイヤー・タクシーは、改善基準告示において「連続運転時間」、「最大運転時間」の定めがない。

(3) 平成29年から平成31年・令和元年までの3年間における業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反事業場数及び改善基準告示違反事業場数は、次のとおりであった。

業種・事項		年		
		平成29年	平成30年	平成31年・令和元年
トラック	監督実施事業場数	91	82	48
	労働基準関係法令違反事業場数	79 (86.8%)	74 (90.2%)	42 (87.5%)
	改善基準告示違反事業場数	78 (85.7%)	66 (80.5%)	30 (62.5%)
バス	監督実施事業場数	6	3	5
	労働基準関係法令違反事業場数	6 (100%)	2 (66.7%)	5 (100%)
	改善基準告示違反事業場数	3 (50.0%)	1 (33.3%)	1 (20.0%)
ハイヤー・タクシー	監督実施事業場数	0	4	4
	労働基準関係法令違反事業場数	— (—)	4 (100.0%)	4 (100.0%)
	改善基準告示違反事業場数	— (—)	3 (75.0%)	0 (0.0%)
その他	監督実施事業場数	3	6	5
	労働基準関係法令違反事業場数	2 (66.7%)	6 (100.0%)	4 (80.0%)
	改善基準告示違反事業場数	1 (33.3%)	2 (33.3%)	0 (0.0%)
合計	監督実施事業場数	100	95	62
	労働基準関係法令違反事業場数	87 (87.0%)	86 (90.5%)	55 (88.7%)
	改善基準告示違反事業場数	82 (82.0%)	72 (75.8%)	31 (50.0%)

(4) 労働基準監督官が監督指導した事例には、以下のようなものがあった。

### 事例 1 (トラック)

## 長時間運行を行わせているおそれのある事業場に対して監督指導を実施

### 概要

- 運転者について、1日の拘束時間が16時間を超え、1か月の総拘束時間が320時間を超える実態が認められたほか、連続4時間及び2週間平均44時間を超える運転時間、休息期間不足が認められた。また、時間外労働時間が1か月当たり約140時間の実態も認められた。
- 労働時間管理について深夜労働時間数を賃金台帳に記入していない。
- 深夜の業務に常時従事する労働者について、6か月以内に1回の健康診断を実施していない。
- 定期健康診断の項目に異常の所見があると診断された運転者に対する健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聴いていない。

### 指導内容

- 1 36協定で定める限度時間を超えて、違法な時間外労働を行わせていたため、是正を指導した。また、過重労働による健康障害防止対策として、長時間労働の削減について併せて指導した。

#### 指導事項

労働基準法第32条違反(労働時間)、長時間労働の削減

- 2 運転者の1日の拘束時間が16時間及び1か月の総拘束時間が293時間を超えていたこと、運転時間について4時間を超える連続運転、最大運転時間(1週間の運転時間が2週間平均で44時間)を超えていたこと、勤務終了後に8時間以上の休息期間を与えていなかったことについて是正を指導した。

#### 指導事項

改善基準告示違反

(最大拘束時間、総拘束時間、最大運転時間、連続運転時間、休息期間)

- 3 労働時間管理について深夜労働時間数を賃金台帳に記入していないことについて是正を勧告し、深夜労働時間を適切に把握するとともに賃金台帳へ記入するよう指導した。

#### 指導事項

労働基準法第108条違反(賃金台帳)

- 4 深夜の業務に常時従事する労働者について、6か月以内に1回の健康診断を実施していないことについて是正を勧告。

#### 指導事項

労働安全衛生法第66条(労働安全衛生規則第45条)違反

- 5 定期健康診断の項目に異常の所見があると診断された運転者に対する健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聴くよう是正を指導した。

#### 指導事項

労働安全衛生法第66条の4違反(健康診断結果についての医師からの意見聴取)

### 指導後の会社の取組

- 36協定の限度時間及び改善基準告示の範囲内で適法に運行できるよう、運行計画等の見直しを行った結果、36協定及び改善基準告示の範囲内に収まった。
- 長時間拘束時間の要因を分析し、運転者及び配車担当者に対し、連続運転時間の上限及び休憩時間の取得、8時間以上の休息期間の設定・取得を行うことについて社内教育を実施した。
- 深夜の業務に常時従事する労働者について、6か月以内に1回の健康診断を実施した。
- 定期健康診断結果の異常所見者について医師の意見聴取を実施した。

## 事例2（トラック）

### 長時間運行を行わせているおそれのある事業場に対して監督指導を実施

#### 概要

- 運転者について、1日の拘束時間が16時間を超え、また、1か月の総拘束時間が最長で347時間に及ぶ実態が認められたほか休息期間の不足も認められた。  
また、時間外・休日労働時間が1か月当たり約100時間の実態が認められた。
- 定期健康診断結果報告書を労働基準監督署長あてに提出していない。
- 定期健康診断の項目に異常の所見があると診断された運転者に対する健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聴いていない。

#### 指導内容

- 1 過重労働による健康障害防止対策として、長時間労働の削減について指導した。

##### 指導事項

長時間労働の削減

- 2 運転者の1日の拘束時間が16時間及び1か月の総拘束時間が293時間を超えていたこと、勤務終了後に8時間以上の休息期間を与えていなかったことについて是正を指導した。

##### 指導事項

改善基準告示違反（最大拘束時間、総拘束時間、休息期間）

- 3 定期健康診断結果報告が健康診断の実施後、遅滞なく所轄労働基準監督署長あて提出されていなかったため、是正を指導した。

##### 指導事項

労働安全衛生法第100条（労働安全衛生規則第52条）違反

- 4 定期健康診断の項目に異常の所見があると診断された運転者に対する健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聴くよう是正を指導した。

##### 指導事項

労働安全衛生法第66条の4違反（健康診断結果についての医師からの意見聴取）

#### 指導後の会社の取組

- 長時間労働を削減するため運行計画等の見直しを行った結果、時間外・休日労働時間が1か月あたり100時間以下に収まった。
- 長時間拘束の要因を分析し、運転者及び配車担当者に対し、1日の最大拘束時間の上限及び8時間以上の休息期間の設定・取得を行うことについて社内教育を実施した。
- 定期健康診断結果報告を所轄労働基準監督署長あて提出し、今後は健康診断実施後、遅滞なく結果報告書を提出するよう是正した。
- 定期健康診断結果の異常所見者について医師の意見聴取を行った。

#### （参考）健康診断の実施及び健康診断結果に基づく事後措置

##### 「健康診断の実施」

- ・ 常時使用する労働者に対し、1年以内に1回、定期に健康診断を実施しなければなりません。
- ・ 深夜業を含む業務に常時従事する労働者に対しては、6か月以内に1回の健康診断を実施しなければなりません。

##### 「事後措置」

- ・ 健康診断で異常の所見があった者については、健康保持のために必要な措置についての医師の聴き、必要な事後措置を講じなければなりません

(1) 相互通報

自動車運送事業に従事する自動車運転者の労働条件の改善を図るため、滋賀労働局と近畿運輸局が、その監督等の結果（改善基準告示違反等）を相互に通報している。

【相互通報制度の実施状況（過去3年間）】

事項 \ 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年・ 令和元年
労働基準監督機関から 通報した件数	20	12	9
労働基準監督機関が 通報を受けた件数	5	5	16

(2) 合同監督・監査

自動車運転者の労働時間等の労働条件の確保・改善を図るため、滋賀労働局と滋賀運輸支局が連携して、合同で監督・監査を行うことにより、効果的な指導を行っている。

※開始年度：ハイヤー・タクシー事業場（平成 18 年度）  
トラック事業場及びバス事業場（平成 20 年度）

【合同監督・監査の実施状況（過去3年間）】

事項 \ 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年・ 令和元年
トラック	3	3	4
バス	1	1	0
ハイヤー・ タクシー	0	0	0
合計	4	4	4



## 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」について

### 趣 旨

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)は、バス、トラック、タクシーなどの自動車運転者について、労働時間等の労働条件の向上を図るため、その業務の特性から、すべての産業に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間(始業時刻から終業時刻までの時間(休憩時間を含む。))、休息期間(勤務と次の勤務の間の自由な時間)、運転時間等の基準を、平成元年に、大臣告示として制定。

### 制定の経緯

労働時間等の改善を定めた局長通達の策定(昭和42年)

中央労働基準審議会での関係労使の議論

・長時間労働、交通事故の増加  
・路面運送における労働時間及び休息期間に関するILO条約の採択(昭和54年):運転時間上限1日9時間、1週間48時間

通達を大臣告示とすることで労使が合意し、平成元年に「改善基準告示」を策定

拘束時間、休息期間等の基準を定めた局長通達の策定(昭和54年)

※ 制定以降、法定労働時間が段階的に短縮し、週40時間制へ移行するのに合わせて、内容の見直しが行われ現在に至っている。

### 内 容

拘束時間	総拘束時間	トラック：原則 1か月 293時間 バス：原則 4週間平均で1週間 65時間 タクシー：原則 1か月 299時間
	最大拘束時間	トラック、バス、タクシー：原則 1日 16時間 (ただし、1日の原則的な拘束時間は13時間)
休息期間	トラック、バス、タクシー：原則継続8時間以上	
最大運転時間	トラック：原則 2日平均で1日9時間、2週間平均で1週間44時間 バス：原則 2日平均で1日9時間、4週間平均で1週間40時間	
連続運転時間	トラック、バス：4時間以内 (運転の中断には、運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に、1回連続10分以上かつ合計30分以上の運転をしない時間が必要。)	
休日労働	トラック、タクシー：2週間に1回以内、 かつ、1か月の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内 バス：2週間に1回以内、 かつ、4週間の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内	

・拘束時間＝始業時刻から終業時刻までの時間(休憩時間を含む。)

・休息期間＝勤務と次の勤務の間の自由な時間

※ その他、拘束時間の例外や分割休息期間、2人乗務、隔日勤務、フェリー乗船などの場合の特例有り。